

市側と議員の 議論は平行線

太宰府市議会委

議員提案の条例可決に市長が再議を求めた携帯電話基地局の紛争防止条例を審議する太宰府市議会特別委（18議員全員で構成）が30日、開かれた。市側と議員の議論は平行線のままで、次回は議員だけ意見を交わすことになった。

議員からは「議員発議の条例と市の実施方針は、紛争防止という目的は同じ。条例は60日前に建設を周知し、

40日前までに説明会を

と緩やかに求めているだけだ」との質問が出た。井上保広市長は「条例と方針では意味合いが違う。条例は義務づけで、住民の理解が得られるまで時間を要し基地局補強ができなくなり安心安心のまちづくりができなくなる」と繰り返した。

議員からは「方針で

は、市民の意見は何も反映されない」との意見も出たが、明確な答えはなかった。次回日程は2月14日ごろに決めるという。

携帯基地局条例案

太宰府市長が再議理由説明

市議会特別委

太宰府市の携帯電話中

継基地局建設をめぐり、紛争防止条例案が昨年12月の同市議会で可決された直後に井上保広市長が「再議に付した問題で、市議会特別委員会が30日、開かれた。再議後の市議会での実質的な審議は初めて。

この日、井上市長は「携帯電話が使える環境を整備することが、福祉の向上や安全・安心のまちづくりになる」などと再議の理由を説明。さらに「すでに実施方針があり、紛争防止条例を制定すると基地局の設置が進まなく

なる」と強調した。議員からは「条例案は住民に知らせるのが目的。事業者の活動を阻害しない」との意見が相次いだ。特

別委は次回以降も同問題について議論する。

条例案は、事業者に対し、基地局着工の60日前までに事業計画書を市に提出し、40日前までに住民説明会を開くことを求めている。一方、市側は事業者の努力規定を盛り込んだ「実施方針」を昨年7月に定めている。

議員からは「議員発議の条例と市の実施方針は、紛争防止という目的は同じ。条例は60日前に建設を周知し、

平成24年1月31日 每日新聞

平成24年1月31日 每日新聞